



かさま 市議会だより

No.10

KASAMA

2008. 8. 21



北山公園のヒツジグサスイレン(睡蓮)

CONTENTS

平成20年第2回定例会／第1回臨時会

■ 提出議案の審議結果……………	3
■ 議案の中からピックアップ……………	4
■ 一般質問……………	5

市税条例や長寿医療制度の改善を求める意見書など 19 議案を原案のとおり承認・可決！

平成 20 年第 2 回笠間市議会定例会が、6 月 2 日から開催されました。初日に、会期を 2 日から 17 日までの 16 日間と決めた後、請願の委員会付託や提出議案の説明が行われました。

3日は議案調査のため休会とし、4日は議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案の審査を付託しました。続いて、5日と6日は本会議を休会とし、5日に総務と土木建設委員会が、6日に文教厚生と産業経済委員会が開かれ、議案などの審査が行われました。

12日と13日は、10名の議員が一般質問を行い、16日は、各常任委員会の委員長から審査の経過と結果の報告を受け、討論、採決を行いました。

なお、全議案の審議が終了したため、会期を1日繰り上げて、定例会を閉じました。

7月4日に第1回臨時会が開かれました。笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など4議案を原案のとおり可決しました。



平成20年第2回笠間市議会定例会 会期日程

	月 日	曜 日	時 刻	会 議	主 な 内 容
①	6月2日	月	午前 10 時	本会議	開会、会議録署名議員の指名
					会期の決定
					請願（付託）
					議案上程・提案理由の説明
					質疑・討論・採決（議案の一部）
②	3日	火		休 会	議案調査
③	4日	水	午前 10 時	本会議	議案質疑・委員会付託
④	5日	木		休 会	常任委員会（総務・土木建設）
⑤	6日	金		休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
⑥	7日	土		休 会	
⑦	8日	日		休 会	
⑧	9日	月		休 会	議事整理 議会運営委員会
⑨	10日	火		休 会	議事整理
⑩	11日	水		休 会	議事整理
⑪	12日	木	午前 10 時	本会議	一般質問
⑫	13日	金	午前 10 時	本会議	一般質問
⑬	14日	土		休 会	
⑭	15日	日		休 会	
⑮	16日	月	午前 10 時	本会議	各委員長報告
					質疑・討論・採決（議案の一部）
					追加議案上程 （提案理由の説明・質疑・討論・採決）
					閉会
⑯	17日	火			

第2回定例会 提出議案 と 審議結果

議案等番号	議 案 名	審議結果
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会規約の一部を変更する規約）	原案承認 ★
報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度笠間市一般会計補正予算（第 8 号））	原案承認 ★
報告第 8 号	専決処分の承認を求めることについて （平成 19 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号））	原案承認 ★
報告第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）	原案承認 ★
議案第 47 号	笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて	原案同意 ★
議案第 48 号	笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意 ★
議案第 49 号	工事請負契約の締結について（岩間中学校建設工事）	原案可決 ★
請願第20-1号	後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願書	不採択
議案第 50 号	笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 51 号	笠間市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 52 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 53 号	平成 20 年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 54 号	平成 20 年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
委員会提出 議案第 1 号	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書について	原案可決

★ 6/2 議決、その他 6/16 議決

第1回臨時会（7/4）提出議案 と 審議結果

議案等番号	議 案 名	審議結果
議案第 55 号	笠間市ふるさとづくり寄附条例について	原案可決
議案第 56 号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 57 号	平成 20 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 58 号	動産購入契約の締結について（岩間図書館書架購入）	原案可決

長寿医療制度の改善を求める意見書を可決

6月16日、文教厚生委員会から長寿医療制度の改善を求める意見書が追加議案として提出されました。

この意見書は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするために、国等へ制度の改善を求めるものです。

市議会は、意見書を可決し、国の関係機関へ送付しました。



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書

平成18年6月健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者を対象とした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村の加入により設置された後期高齢者医療広域連合が運営を行っている。

この制度が始まった4月1日以降、保険証の未着や保険料の徴収ミス、年金からの天引きが多くの反感を招くなど、制度そのものへの信頼がゆらぎかねない状況となっている。

また、保険料負担において一定の激変緩和措置が設けられたものの、被保険者の負担のあり方、及び高齢者担当医の導入などの医療制度の改正に関し、多くの問題が指摘されている。

国は、国民に制度の意義を十分に理解してもらうと同時に、医療保険に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、本市議会は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において、低所得者へのより一層の配慮など、負担の軽減を図るとともに、制度導入後の状況を十分把握・検証し、改善すべき問題点を明らかにしたうえで、早急に必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

笠間市ふるさとづくり寄附条例を可決

7月4日の臨時会において、ふるさとづくり寄附条例が可決されました。



笠間市ふるさとづくり寄附条例

【目的】

笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々から寄附金を募り、それを財源とした基金を設置し、個性あふれるまちづくり事業を実施するものです。

【事業の区分】

目的を具体化するための事業は次のとおりで、寄附をする方は、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができます。

- (1) まちづくり支援事業 (2) 子ども支援事業 (3) 芸術・文化支援事業

【優遇措置】

寄附を行った場合は、確定申告をすると5,000円を超える分は所得税では所得控除、住民税にあっては翌年度の税額が一定の割合で税額控除されます。



杉山一秀 議員

県道真端水戸線について 進捗状況と今後の計画は

問 この路線は、地元住民にとって大変貴重な道路であり、早期の改良を願いつつ、今後の計画と完成時期についてうかがう。

答 都市建設部長

大橋地区については、一六年度から改良工事に着手しており、一九年度ですべて改良済みである。また、池野辺地区については、全体のうち、一六二〇メートルについて、一八年度に用地測量が完了しており、一九年度から用地買収に着手した。本年度も、引き続き用地買収を進め、買収が済んだところから工事着手する予定である。完成の時期については、県事業のため、はっきりは言えないが、なるべく早く全線が開通できるよう努力していきたい。

友部池野辺間の市道について

進捗状況と完成時期は

問 滝川から池野辺に入る市道について、進捗状況と完成時期についてうかがう。

答 都市建設部長

この路線は、友部地区の小原地内から笠間地区の池野辺地内を結ぶ総延長三六〇メートルの新設道路である。友部地区については、既に用地測量が完了しており、土地改良区域内が、創設換地により

二〇年度と二一年度に、その他は、今年度中に、買収を完了させたいと考えている。笠間地区については、既に実施設計と用地測量が完了しており、本年度から用地買収に着手する予定である。工事については、両地区とも今年度から着手し、二一年度に完成する予定である。

県道富谷稲田線について

現在の進捗状況は

問 笠間市内を走る県道富谷稲田線の進捗状況についてうかがう。

答 都市建設部長

この路線は、県の単独事業で、平成五年度から事業に着手しており、一四年度に二〇メートル、一八年度に一〇〇メートルの整備

を行った。今年度は、一〇〇メートルの区間の工事を行うとのことである。今後は、まとまった箇所や見通しのきかない場所を優先的に逐次工事を実施する予定となっている。

結婚相談所について

もっと出会いの場を

問 今、少子化が大きな問題になっている。男女の出会いの機会がなく、なかなか結婚できない人が増えている。そこで、市の結婚相談事業などの実績と今後の計画についてうかがう。

答 市民生活部長

昨年度ライオンズクラブ主催で出会いのパーティーが開催され、一四一名の参加があった。また、消防団員を対象とした出会いのパーティーも開催され、昨年度は、三五名の参加があった。市はこのような事業費の一部補助やP

Rに努めている。市では、独自に結婚相談所の設置などは行っていないが、重要事務事業の一つとして位置づけしており、本年度、出会い創出支援事業を予算化した。事業の内容は、出会い創出支援事業に対する助成金制度、県のサポートセンター入会の助成金制度などである。今後もし出会いの場を支援し、結婚の機会を拡大していきたい。

答 市民生活部長
既に稼働している県のサポートセンターの登録システムを利用した方が効率的であると考えている。また、結婚相談員についても、研修などの時間や経費を考え、県との連携を推進していきたい。



出会いサポートセンターの入会案内

農業のあり方について

笠間にふさわしい農業政策とは

問 今の農業は、大型化しなければ収入のある農業はできないと言われている。しかし、現実には山の中ほど、水田にしても畑にしても、荒れ放題のところが目立っている。私たちの生命を守る農業こそ、優遇すべきだと思う。市では今後農家に対して、どのような手段で指導をしていくのかうかがう。

答 産業経済部長

長期的なビジョンに沿った笠間市農林業振興基本計画を定め、地産地消の推進、地場農産物のプ

問 独自の特産物をつくることはできないか。

答 産業経済部長

新しいものをつくることも大切ではあるが、栗などの現在生産されている農産物の特性を生かしながら、地域ブランド化を目指し頑張っているところである。



鈴木貞夫 議員

後期高齢者医療制度について 中止や見直し、医療給付等の問題点

問 後期高齢者医療制度が四月からスタートし二ヶ月、全国で戸惑いや混乱が起き、見直しや中止の声が強い。茨城県医師会も反対声明を発表した。以下質問する。

①保険料の問題について、県内市町村の担当者会議で、県広域連合から「保険料の独自の減免を検討する」との話があったと聞いている。市として広域連

合に全額免除の申し入れが必要ではないか。また、市独自の全額免除をした場合、該当者は何名になるか。また、必要な額はいくらか。
②医療給付について、笠間市には高齢者担当医は何人いるのか。月六〇〇円を限度とした定額包括払いは、診察が打ち切られることはないというが、その根拠はどこにあるか。終末期患者の問題について、市内二ヶ所の体制で、

二四時間三六五日往診できるのか。また、連絡先はごこなのか。高齢者全員に健康診査の通知を行うのか。七五歳以上の人間ドック助成について、打ち切るとしているが見解をつかがう。

答 市長

医療費が増大する中、医療制度を将来にわたり維持するため、後期高齢者医療制度が開始されたが、政府は、趣旨を説明する責任を十分果たしておらず、混乱している現状だと思う。主な問題点は、年金天引きや、低所得者に対する軽減措置、定額包括払いの六〇〇円の不満であると感じている。政府では、軽減措置を含む見直しを進めているが、全体的に医療という側面から取り組むべきで、少子高齢化社会の中、財源抜きの見直しが先行されるべきではなく、経済力に応じた受益者負担は必要と考える。

答 保健衛生部長

保険料の全額免除の件は、財源の確保が必要ことから、関係市町村と広域連合の間で協議をしていることになっている。広域連合へ全額免除の申し入れや、市独自の全額免除は考えていない。年金収入年額一八万円未満の方は、二二一名、無年金者については把握できない。笠間市で高齢者担当医として登録されている医師はいない。県全体では、四〇名が登録されている。定額包括払いの六〇〇円は、慢性疾患等に対する継続的に管理する外来診療である。在宅療養支援診療所の二つの医療機関は、社会保険事務局に届出しているもので、患者本人が登録してある在宅療養支援診療所である。健康検診については、全員に郵送している。人間ドックの助成については、保険料に影響があるので、広域連合と協議が必要である。



後期高齢者医療制度の周知用ポスター

オートレース場外車券売場について

広く市民の意見を聞くべき

問 四月二七日に業者による二区全域と近隣の区長、班長を対象に説明会をしたと聞いた。これまでの川口市、業者との経緯をうかがう。前回の質問の中で、なぜ、右折レーンができるかのごく言ったのか、その辺が不思議なので、事実をどのようにつかんだのか、また、市では確認していたのか聞きたい。一部地域で説明会を行うやり方は、市はそれでよしとするのか、市民に与える影響を考え、経緯を含め、市民の意向を広く聞くことが必要ではないかうかがう。

答 市長公室長

事業者が五月一三日に開催内容等の資料を持参した。笠間市がこの事業を了承していると、誤解を招くような説明については、厳重注意をした。川口市と事業者との関係は、管理施行に関する回答書で、提示条件が成立されていない状況から、川口市としては、白紙状態と聞いている。国道五〇号線右折レーンの設置に関しては、国土交通省へ正式な申請はされていない。場外車券場の設置許可は、経済産業大臣の許可となるので、地域の意見を十分に踏まえて、市としての対応をしていきたい。

エコフロンティアかさまについて

監視委員選出等のあり方・基準を超える排ガス問題

問 監視委員会について、委員は、議会や市民に公表すべきではないか。また、一般市民から公募を求めたが、考慮したのか。
高温溶融炉の排ガスについて、監視委員会に提出された資料に、基準を超える排ガスが時々出ている。基準を超えるのは投入される廃棄物に原因があるとしている。分別を徹底させて塩化物物質を入れないという広報をするのか。塩化物物質が出せなくなったときに、一般の家庭はどこにそのごみを持つ

答 市民生活部長

監視活動の公正性、中立性を確保する観点から、公表はしない。高温溶融炉の排ガスについては、法令の基準をクリアしていることから、安全性については問題ない。塩化物物質については、以前から農業用ビニール以外については受入れており、家庭のごみとして出せないということではないので広報は考えていない。



横倉きん 議員

保育行政について

保育士の正職員化を

問 現在保育に当たっている保育士の身分は、五七％が臨時嘱託職員であり、不安定雇用になっている。正職員の採用と現在の臨時嘱託職員の正職員化、保育士の待遇、格差の改善、業績手当の支給、正職員になるまでの間、臨時嘱託職員の時給一〇〇〇円以上にすることを求める。

答 福祉部長

現在、正職員の退職時に新規職員の採用はせず、臨時保育士で対応している。現在の臨時嘱託保育士を正職員にする考えはない。保育士については、時給九五〇円で、専門的業務のため一般事務職員の時給七七〇円より優遇し、雇用条件に応じ社会保険や雇用保険に加入、笠間市臨時職員雇用等管理規程等に基づき休暇を与えている。

学校図書数の拡充と活用について

子どもたちが本と親しむ環境を

問 学校図書の蔵書数の数に学校間格差があるのではないかと。昨年の笠間市の図書購入は、小学校で八三九万円、中学校では二〇六万円しか購入がされず、図書購入費が削減されているのではないかと。図書の拡充目標、目標に対しての充足率は、学校図書の活用を重視した取り組みや学校に専任の図書館司書を置き、活用しやすい図書室の運営を進めるべきと思うが、見解をうかがう。

答 教育次長

学校図書館図書の蔵書数は、学校規模により異なる。新しい図書の整備は予算の範囲で整備し、市立図書館と連携を図りながら進めていきたい。図書の整備状況は

学校図書館図書標準冊数と比較して、小学校一二校一〇〇％、平均一七％、中学校二校一〇〇％、平均八〇％で、全国・県平均からみても整備されている傾向にある。学校図書の活用は、各校で取り組んでいる。始業前の読書タイム、ボランティアの方々や上級生による読み聞かせ等



子どもたちが利用する学校の図書室

も達し日常的に本と触れ合う習慣を養ってきたい。現在東小、南中を除く一九校に司書教諭を配置し、学校図書館の運営、読書活動の指導を行っている。専任司書の配置は困難な状況であるため、司書教諭を中心に読書事業を推進していきたい。

問 中学生の読書量が少ない。中学生に対する教育方針をうかがう。

答 教育長

本市でも子ども読書推進計画を立て、読書活動や学校図書館のあり方を考えている状況である。

水道行政について

過大な計画の見直しを

問 笠間市は人口の減少傾向が続いているにもかかわらず、笠間市水道事業基本計画案では、平成二八年度の人口は増加と推定し、給水量は、平成一八年度の実績に比べ一・六六倍にもなっている。これは過大な見積もりではないか。その積算根拠についてうかがう。県水の契約水量は霞ヶ浦導水事業の完成時には、現在の二倍以上の日量二万一九五〇立法メートルになっている。今回の市水道事業計画案では、日量三万六五〇〇立法メートルになっているが、その水源の内訳、県水の契約水量、地下水の利用水量についてうかがう。過大な需要や人口見積もりを想定した

計画の見直しと県水の契約水量の変更を求め、その見解をうかがう。

答 上下水道部長

人口推計は笠間市総合計画の数値を使用している。給水量推定の根拠は、推計した人口に一人当たりの給水量を乗じて生活用水量を予測し、業務、営業及び工場用は将来水量を推計しており、過大な見積もりはしていない。平成二八年度の日最大予測三万六五〇〇立法メートルの水源は、県水二万三九三立法メートル、地下水一万二五九立法メートルで想定している。基本計画案については、現在パブリックコメントを実施している。

後期高齢者医療制度について

制度の廃止を求める意見書を

問 この制度に対する市民の声を聞き、また、市民の暮らしを把握しているのか。市が、茨城県後期高齢者医療広域連合に市民の声を届け、国、県、広域連合に、制度の廃止を求める意見書を出すことを求める。六五歳から七五歳の重度心身障害者は、後期高齢者医療に加入、未加入に関係なく、マル福の医療費助成を継続するよう県に求めるべきではないか見解をうかがう。

答 保健衛生部長

この制度に対する市民からの声は広域連合へも伝えている。市としては、国、県、広域連合にこの制度の廃止を求める意見書を出すことはない。マル福の扱いは、四月一日から六五歳以上でマル福を受給する場合は後期高齢者医療制度への加入が条件となり、県は今後市町村と意見を交換していくことである。



町田征久 議員

各小中学校の公用車の配車について 全小中学校に公用車を

問 岩間地区の小中学校には公用車が配車されているが、旧笠間地区、旧友部地区の小中学校には公用車が配車されていないのはなぜか。また公用車の代用はどのようにしてきたのかうかがう。

答 教育次長

岩間地区の小中学校の公用車は、合併前、旧岩間町で配置されたもので、笠間、友部地区の小中学校については、旧市町の公用車の配置計画がなかったため、独自の方法によって対応していた。今後、市では、その必要性や公平な職場環境を確立するついでに、配置がされていない笠間、友部地区の小中学校へ計画的に配車する。本年度は、笠間地区の東小学校、友部地区の北川根小学校に配置する予定である。なお、教職員は、県に公用車の手続をとり、私有の自動車を用

用車としての扱いをしている。
問 私有の自動車を使って何か起きてからでは間に合わない。一刻も早く全部の学校に配車をするべきではないか。

答 教育長

公用車は学校にも是非必要だと思っており、できれば早い時期に各学校に配置できるように、教育委員会としても努力をしていきたい。

行政区への未加入世帯について 各支所に未加入世帯用のゴミ集積所を

問 笠間市の世帯数二万八五九三世帯のうち、行政区に未加入世帯は何戸あるのか。未加入世帯に対する市からのお知らせなどをどのようにしているか。また、ごみ等の処理はどのように指導し、ごみの相談が、未加入者からは今までに何件あったか。

答 総務部長

本年五月一日現在、行政区への未加入世帯は、友部地区が二一八九世帯、笠間地区が五〇五世帯、岩間地区が一四三九世帯、合計で四一三三世帯となっている。未加入世帯の大半へは、行政文書が配布されていないのが現状である。広報紙などは本所の総合案内や各支所、公民館など三三ヶ所に配置し、未加入の方でも

入手しやすいよう努めている。さらに、本年六月発行分からは、市内二七ヶ所の医療機関の待合室に配置している。なお、区長の協力により、未加入世帯へも行政文書を配布している地区や区長宅に取りに来てもらう方法で渡してい



区長を通して配布される行政文書

る地区もある。一方、市のホームページに、広報紙などできるだけ多くの情報を掲載し、より多くの方に情報が伝達できるよう努めている。次に、家庭内から排出されるごみは市内に二四三〇ヶ所の集積所が設置され、収集を行っている。行政区に未加入の世帯は、区長などと相談の上、その同意が得られれば、地区の指定集積所を利用している。同意が得られない場合は、友部、岩間地区の方は笠間・水戸環境組合へ、笠間地区の方はエコフロンティアかさまに自己搬入している。ごみの相談件数は、

合併してから三件である。
問 各支所に一ヶ所、未加入世帯のためのゴミ集積所を置いてはどうか。

答 市長

区長には、住民の窓口としていろいろご協力をいただいており、区長制度そのものは大変重要だと思っている。ただ、行政区に未加入の方が増えてきているというのも事実であり、未加入の方と役所との行政サービスの関係をどうしていくかということは、課題として重々承知している。そういう中でごみの対応も考えていきたいと思っている。

岩間工業団地内の道路の信号機について その後の進捗状況は

問 岩間工業団地内の道路の信号機の設置を昨年三月に要望したが、その後の進捗状況はどのようなになっているか。また、昨年は旧岩間地区の吉岡地区とB&G総合グラウンドの入り口に2基の信号機が設置されたが、信号機設置状況についてうかがいたい。

答 市民生活部長

この交差点は、信号機設置の要望を以前より続けているが、通勤時間帯の交通量は多いものの、昼間の交通量は少ないことなどの理由により、設置には至っていないと思われる。市内の信号機の設置

状況は、一七年度に四ヶ所、一八年度には二ヶ所、一九年度には四ヶ所設置された。いずれも学校やインターチェンジ付近などの新設道路、幹線道路に設置されている。信号機の要望は、年一回市長から笠間警察署に要望書を提出している。設置については、警察庁の信号機設置の指針に基づき、県の公安委員会が事前に交通量、交通事故発生状況などを調査分析し、総合的に判断をしている。今後、引き続き要望活動をしていきたい。

これまでになかった地域医療に対しての有識者の方々の議論による大

市立病院について

問われるのは経営形態ではなく「地域医療」の観点



石松俊雄議員

(総務省) との関係を含めた今後の検討日程と体制について。

答
市長

これまでになかった地域医療に対しての有識者の方々の議論による大

問 〔立間市立病院のあり方検討委員会〕の提言では、市立病院が果たすべき役割について「急性期と在宅の後方支援」「高齢者医療のキーステーション的な機能を担う」とした上で、「指定管理者制度の導入が妥当」という内容になっている。

変有意義な提言であったと考えている。①高齢化社会のなかで今後の市立病院の役割の提言は重要であったと評価している。②指定管理者制度の導入については、経営形態の一つだと思っている。雇用問題については、職員に不安を与えないよう適正な時点で説明していく。③「赤字問題」―一般会計からの繰入金が年平均八〇〇〇万円程度であり、経営の改善が必要と考えている。「医師不足問題」―あと二人の医師の確保に取り組んでいるが、医師不足のなかではなかなか難しい状況。「経営責任」―市立病院の設置者は市長であり、責任は十分認識している。「施設の老朽化」―近い将来施設改修などに投資が必要であり、大きな問題であると認識している。

保健衛生部長

④「公立病院改革ガイドライン」では、地方公共団体に対して平成二〇年度のまでに「公立病院改革プラン」の策定を求めているが、来年三月までに市の方針を決定していく。今後の体制は、経営診断や市民アンケート、市立病院の患者アンケートなどを実施し、その後関係機関と協議を図りながら進めていく。また「ガイドライン」では公立病院の主な機能として過疎地における医療、救急等不採算部門・高度先進医療・医師派遣拠点機能の四つが例示されているが、市立病院はいずれにも当てはまるものとは言い難い。しかし提言通り「在宅医療の後方支

「医療機関と連携し「高齢者医療のキー・ステーション」的な機能を担う」ことで、整合性が図れると考えている。

問 地方公営企業法では、医業収益によって負担するものが適当でない支出は、一般会計からも負担してよいという基準が設けられている。昨年度の繰入金からその基準内のものを省くと六〇〇万円になる。さらに公立病院を持つている自治体には普通交付税の交付金が出ており、それを引くと四五三万円になる。これが本来、医療事業によって賄うべきところを一般会計から補てんしている金額であり、正確に伝えるべきではないか。さらに診療報酬が二〇〇二年度、とくに二〇〇六年度は三・一六%切り下げ

一人の看護師が七人の患者を

看て一九日以内の入院をした場合は、一五五円診療報酬が払われるが、一人の看護師が十三人の患者を看て二四日間入院した場合は、一〇九二円しか払われない。多くの看護師で少ない人数を看て短い期間で退院させた方が診療報酬は高い。こういう診療報酬の改定が問題であり、市立病院の経営形態が民間や指定管理者になっても、四五三万円の赤字を克服するのは構造的に不可能。若い臨床医の統計によると、昔は大学に残って博士号を取るのがステータスだったが、今は約八割以上ができたばかりの多くの患者の治療をしながら症例を集めて、専門医や認定医の資格を取りたいと思っている

る。市立病院でやっている在宅・訪問診療を中心にした医療事業はこれに相応しい。そういうことも踏まえて医師不足問題を考えるかなければならないのではないか。東海病院が八十床に増やして指定管理者をとったが、医者も職員も集まらなくて四十床しか開いていない。指定管理者にしても医者が揃わないということが事実として示されている。「笠間市として急性期から在宅期への切れ目、狭間を補う病院として市立病院が必要だと感じている県に対してもっと強くプレッシャーをかけるべきかな」ということが検討委員会委員から助言をされているが、地域医療の市のビジョンを抜きに市立病院の存続の結論は出せないのではないか。

市長

赤字の金額的な細かい内訳については、もう少し詳しく分けて示していきたい。民間がやったから即赤字が解



議論が交わされるあり方検討委員会

消されるということにならない
と思うが、少なくとも公的なもの
よりは経営努力は図られていくの
ではないかと書いている。

問 市立病院の職員は地域医療になんとか貢献したいと思っている。ところがモトベーションを大事にしながら病院の経営形態の変更を考えていかなければならない。また中央病院は二次救急（入院しなければならぬ患者）を筑西や那珂市の方からも受け入れているため、一次救急（一般の救急がバタンク前になっている。放っておくと中央病院が政策医療に特化されてしまい、箕間の救急患者が市外の遠くの病院に行かざるを得なくなるかも知れない。そういう問題も含めて箕間市独自の「地域医療計画」を議論した上で市立病院の経営形態の結論を出したいきたきた。

答 市長

今市立病院の果たしている在宅を中心とした医療サービスは、経営形態が変わっても維持していくべきではないかと思っている。熱意をもって職員は取り組んでおり頭が下がる。現場の考え方や今までの関係を言めて十分話をうかがいながら、経営形態を決定していきたい。県の「保健医療計画」が上位計画で、「地域医療計画」は市町村ではほとんど作っていない。県の保健医療計画のなかで地域の医療はどうするのかということを考えてながら市立病院のあり方を決めていきたい。



議員 西山 猛

学校の統廃合と学区の見直しについて 笠間市の学校教育の理想とは

問 国をあげて教育

改革が求められている折、少子化が加速し高齢化社会が形成された昨今、国づくりに教育改革が必要不可欠であるとするならば、地方において、地域づくりにあっても教育は重要な課題として即刻議論されるべき問題である。しかしながら、少人数に対応すべく学校経営の現場では、必ずしも充実した教育が実行されているか疑問視する声があることも否定できなない事実である。そこで、次の点についていかがか。

- ①児童生徒の減少に伴い、市内各校舎の利用状況はどうなっているか。
- ②教育施設について耐震構造などの安全性の確認はどの程度理解しているか。
- ③少子化に対する学区編成の見

直しについて関係する各機関との調整及び動向などについて。

④現在における教育委員会の実務及び実態について。

⑤学校長の実務、実態はどのようなものか。

⑥我が市における教育機構改革の必要性について。

⑦笠間市における学校教育の理想について。

答 教育次長

①児童生徒数の減少に伴う空き教室の多目的利用は、二校で平均三三三室であり、多目的教室が二〇校、会議室が八校、生活科室が七校のほか、学習指導室、少人数学級などに使用している。

答 総務部長

②笠間市が管理している教育施設は、四八施設であり、そのうち昭和五六年以前の建物で、法律に基づく耐震化の努力義務施設が、今年度から整備を行う岩間中学校校舎を含めて一八施設ある。計画に基づく耐震診断を行い、施設整備に取り組んでいる。

答 教育長

③県が策定した基準によると、小学校は一学年一学級以上、中学校は三学級以上が適正規模であるとしており、本市では、小学校二四校中六校、中学校は七校中三校がこの基準を満たさない学校ということになる。将来の児童生徒数の推移や充実した教育環境という視

点で新たな適正配置について検討する必要がある。

答 教育次長

④教育委員会は、教育行政の基本方針や重要施策等について審議し、意思を決定する合議制の執行機関である。五人の委員で組織され月に二回の定例会や年数回の臨時会及び教育施設訪問を行っている。

⑤校長は、教育活動、学校の施設設備、学校の事務、教職員の人事に関することや教育委員会との連絡調整などの実務を行っている。また、児童生徒の問題行動への対処など数多くの問題の解決に当たっている。

答 教育長

⑥国の教育改革や地方分権の流れの中で、本市でも教育機構の改革の必要性が出てきた。市独自の教育機構改革については、法律や国の教育に対する動向、市民のニーズなど幅広い観点から検討し、進めていくことが大切である。

⑦笠間市の学校教育の理想像としては、地域社会で支えられ育てられたという思いを、子供たちの一人一人の心の中に培えるような学校経営がで



少子化により多目的教室として利用されている空教室

きめ細やかを目指している。

問 今、耐震問題は、非常に悲惨な実情が、世界各地で起っている。調査が終わって、その結果が専門家から指摘されているにもかかわらず、なぜ岩間中体育館の耐震問題に触れてはいなかったのか。

答 総務部長

岩間中学校の体育館は、昭和四五年に建設され、三八年を経過している。耐震診断の結果、耐震補強工事を進めることになっている。既に実施設計が完了し、平成二二年度実施に向け進めていく計画となっている。

問 今後、学校の統廃合について特別委員会などをつくる考えはあるか。

るのか。あわせて、教育に関する補助関係の予算のうち、近年の事情で補助対象などに変化があればうかがいたい。

答 教育長

検討委員会などについては、考えているが、具体的なものについては研究中である。補助関係については、県は支援をすると言っているが、具体的には、まだまっていらない。

問 合併後一番大事なことは、垣根を外すことである。ゆえに、一番最短なのは、学区の見直しではないのか。よって学区の見直しは、行政や教育委員会の担い手が先頭に立つて進めるべき三つの課題だと思う。

最後に笠間市の学校教育の理想をもつ一度つが。

答 教育長

よりよい子どもたちが育っていくということは市民の願いであり、将来の笠間市をつくるべく、市としても、また、教育行政に携わる者として、どのような教育環境を子どもたちに提供していけばよいのかを慎重に考えながら、取り組んでいきたい。

答 市長

教育の重要性というのは、我々大人がしっかり考えていかなければいけないと改めて認識している。少子化が進んでいく中で、今後の笠間市の学区の状況などを改めて検討していく必要があると思う。



鈴木裕士 議員

職員表彰規定について

制度の活用により職員の意識改革を

問 笠間市において、職員の表彰規程、提案に関する要綱があるが、これまでに表彰した職員の数とその提案内容についていかがう。

答 市長公室長

表彰対象の項目別件数は、「重要な政策的または先駆的な事務事業の遂行に優れた成果を修めた職員または組織」の推薦が一件、「事務能力の改善に資する特に優れた提案または改善を行った職員または組織」への提案が二五件であり、このうち、推薦一件、提案五件を表彰した。推薦表彰は、市民活動課まちづくりグループが、新規事業として「市民活動助成事業、公用車の貸出し事業」を実施したことによる表彰で、提案表彰された五件の内容は、「窓口サービスアンケートの実施」、「備品と情報の共有化及び

備品の貸し出しの制度化」、「少子化プロジェクトチームの組織化」、「不妊治療費助成制度の創設」、「特定不妊治療に対する補助上乗せと範囲の拡大」である。

問 職員の意識の高揚には、信賞必罰が挙げられ、行政への参加意識を植えつける第一歩になるので

市発行の広報紙について

市民の立場に立った広報紙づくりを

問 市が発行する各種の広報紙・情報紙について職員の汗のにおいが感じられない。原案を作成してから印刷業者に渡るまでの経過は。また、市長、副市長から指示はあるのか。

答 市長公室長

原案を関係各課から起案決裁に基づき秘書課で編集する。でき上がった原稿は、印刷業者に依頼し、校正用の編集案を作成し、担当課の確認、訂正を経て印刷に入る。編集については、市長からどの時期にどんな記事を掲載すべきか、随時具体的な指示を受けている。副市長からは、編集方法や校正などの指示を受けている。



最近市が発行した情報・広報紙

地震対策について

災害に強いまちづくりを

問 中国・四川省での大地震は、亡くなった方が六万人を超え、まことに痛ましい限りである。昭和五六年に建築基準法施行令が改正され、耐震基準が改正されたが、新基準をクリアすることは震度ではいくつまで耐えられることなのか。また、避難所とされるケースが多い公共施設の数と、その中で、新基準をクリアしていない棟数は。また、地震被害の要因として、活断層があるが、笠間市あるいは隣接する市町村に活断層が存在するか。

答 総務部長

建築基準法及び同施行令に定める耐震基準は、構造物が最低限度の耐震能力があることを保証し建築を許可する基準である。具体的に地震規模を明記して震度いくつまで耐えられるかという内容ではない。市内の公共施設の数、市が管理する施設は、九三施設、国、県が一〇施設、合計二三施設である。法改正以前の基準で建築された施設

行政の究極的目的は

市長の理念とは

問 現在は、国内外ともに社会構造、住民要望が複雑化しており、行政を執行する上で多角的にならざるを得ない状態にあると思う。市長が、行政を執行する上で究極的目的は何か。

答 市長

市民の福祉向上であり、子供から高齢者までが安全で安心に豊かに暮らせるまちづくりをすることが使命だと思っている。また、具体化させるため、市の総合計画を策定した。

設は四五施設で、棟数は市の施設で六三棟である。活断層については、産業技術総合研究所の調査によると、市内及び隣接市町に、現在知られている活断層は存在していない。

問 茨城県は小、中、高とも校舎の耐震化率は全国でも低い。耐震化率を一〇〇%にする。笠間市ではどれぐらいの費用が見込まれるのか。施行令改正前の建物、市全体でどのくらい存在するか。また、耐震診断費用の一部を行政が負担して安心できる街造りをすべくと思うが、どうか。

答 教育次長

笠間市公立学校施設整備計画は、平成一六年度までに公立幼稚園、小中学校の耐震化率を一〇〇%達成する計画であり、平成一八年度計画時の費用総額は、五七億四三〇万円程度である。

答 都市建設部長

平成一九年度の固定資産概要調査から、三万九四四戸である。市の防災計画を平成一九年二月に策定し、耐震診断事業の助成事業についても検討をしている。



村上典男 議員

イオン進出決定後の進捗状況について

進出に伴う対応策は

問 イオン進出の説明会が行われたが、出席者からの質問もそれほど活発でない中で、今まで来た。実際に地域の商店主の生の声を聞いてみると、不安ともあきらめとも聞こえる声と、イオン進出による相乗効果に期待をする声が入りまじっていることを実感してきた。

しかし、現実問題として、既存の商店や資本力の弱い店舗にとっては、間違いなく死活問題になることは目に見えている。資本経済だと言われればそれまでであるが、これからの高齢化社会や空洞化した市街地を想像すると、手放しで喜んでばかりはいられないのが現実である。

イオン進出に伴い、商工者への影響や地場産業を考慮する旨の報告が、県やイオン側から出ている。

が、その後の対応策及び進捗状況はどのようなになっているのかうかがう。

答 市長公室長

茨城中央工業団地の進出予定事業者として決定される際、イオン側から、地元への配慮として笠間市の特色を考慮したさまざまな提案があった。笠間市内の観光施設とタイアップし、笠間市内への流れをつくるという提案も示されているので、今後、県や商工会と連携して既存事業者への支援策などを図っていききたい。

また、地場産業への対策としては、市内事業者や組合などと連携を図りながら、建物などに笠間焼やみかげ石等の地場産品を利用するようイオンに働きかけていきたい。

進捗状況については、現在イオンにおいて土地利用及び施設建設などの具体的な全体事業計画を策定中であると、県から報告を受けている。

問 イオンという巨大な商店が地域の商工者と共存できるのか、具体的な方策をうかがいたい。

また、共存できる他の地域での実例があれば、示していただきたい。

答 産業経済部長

今回のイオン出店計画は、高速交通網を活用した広域商圏型複合商業施設の整備であり、既存の商

店とは役割が異なると考えているが、少なからず影響があるものと思われる。現在イオンから提案されているテナント誘致計画においては、地元事業者の積極的な参加や地域イベントの開催などが示されている。具体的な方策としては、地域で開催されるイベントや観光のPR等を考えている。お客様を市内へ誘導することにより、地元の商工業者にとっても、ビジネス的側面もあると思われる。

他の実例として、笠間ショッピングセンターでは、地域の事業者が組合をつくり、ジャスコと共同した商業活動を展開している。静岡県浜松市では、商店街や個人商店と大型商業施設が連携し、共同販売活動事業としてバーゲンを実施している。栃木県佐野市では、市内循環バスが東武伊勢崎線佐野駅と大型店舗間を運行している。

答 産業経済部長

商店街の低迷の要因をきちんと捉えて、イオンの出店計画の内容が明らかになる時点で、市の総合計画等に基づき、各商工会と連携して既存商店街の対応を図ってきたい。

問 イオン本社の誘致について、その後の回答が届いていないが、どのようなになっているのか。

また、市は回答を求める催促をしたのか。



イオン予定地が示された土地利用計画図

答 市長公室長

県を通して問い合わせをしたところ、イオン側では、要望事項として本社に伝達されたが、誘致は難しいということである。

問 イオンの圧倒的な資金力を笠間市に呼び込み、畜産試験場跡地にイオン経営の大学建設を説得、誘致、そして進出と同時に消費者をも連れてくるような施策を提言していただけないものか。市長のトップセールスに期待する。

答 市長公室長

今回のイオン進出は、笠間市にとって、財源の確保や市民への新たな雇用を生み出すだけでなく、地域の活性化や畜産試験場跡地利用などを含めた笠間市全体の発展につながることを期待するものである。今後、イオンと県が土地譲渡契約を締結した時点で、イオンに対して、畜産試験場跡地などについて有効活用していただけるよう働きかけをしていきたい。

問 イオンの能力をどう引き出し、どう活用していくのか。

答 副市長

イオンが来るということは、地域にとって非常に大きなチャンスである。市からいろいろな提案をし、また、イオンの意見も聞きながら、地域の活性化を図ってきたい。



野口 圓 議員

耐震化優先度調査とその補強工事について 小中学校の耐震化対策の早期実施を

問 四川大地震では、多くの小中学校の校舎が倒壊した。笠間市では、小中学校の耐震化調査を行い、一部工事に入っているが、その内容についてうかがう。

まず、笠間市の学校数と建物数、そのうち耐震補強がされたもの、もしくは耐震能力が十分なものの数と、その全体に対する割合はどのくらいであるか。

次に、平成一六年までの耐震化工事の年次計画について聞きたい。

また、さきの国会で地震防災対策特別措置法改正案が可決され、国庫補助率が現行の二分の一から三分の二に増えた。その他地方交付税の措置を合わせると、市の負担が二〇％くらいになるのではないかと予想できる。この改正案が

通って具体的に手当てが行われれば、笠間市の耐震化計画も前倒しで、年次計画を繰り上げることができると考えられるが、この点をどう考えているのか。

答 教育次長

笠間市では、平成一八年度に昭和五六年以前の校舎等の調査を実施した。

調査方法については、一級建築士に依頼し、鉄筋コンクリートづくりの校舎と鉄骨づくりの躯体等に分けて調査をした。鉄筋コンクリートづくりでは、建築年数及び階数、コンクリートの強度、老朽化等の調査、プラン（建物の構造加工についての調査）、耐震壁の配置の調査、想定震度調査の五項目について調査を行った。鉄骨づくりについては、鉄骨軸組筋交いの耐震性能、鉄骨腐食度、座屈状況、溶接状況、構造安全性、落下物等にかかわる安全性、想定震度の七項目について調査を行った。

結果として、コンクリート強度が設計基準強度を著しく下回る校舎や内外壁に部分的なひび割れ等が発生している校舎があった。これら校舎については、さらに耐震性能の確認のため、一校一校について詳細に耐震診断を実施し、改築が必要なもの、耐震補強が必要なもの、改修が必要なものを評価、選定していきたいと考えている。

優先順位、実施時期について

は、平成一八年度に作成した笠間市公立学校施設整備事業に沿って事業を進めていきたいと考えているが、小中学校の適正規模、また財政的なものを勘案して今後進めていきたい。

地震防災対策特別措置法の改正案では、I S値が〇・三未満のものについての補助率を改正するというものであるため、自治体にとっては財政負担の解決にはならないと考えられる。

耐震診断調査実施済み施設については、友部中学校、岩間中学校

の実施予定施設は、笠間小学校ほか一二施設である。

耐震化率は、小学校五六・八％、中学校五九・一％、幼稚園一〇〇％、総体では六〇・六％である。

問 笠間市の耐震化優先度順位調査表について、詳しく聞きたい。

想定震度のA B Cとは、震度がいくつなのか。それに対する評価ランク一から五の内容についてうかがう。



耐震補強工事が完了した友部中学校

う。

また、耐震性診断の費用はどれくらいかかるのか。

笠間の小中学校では、I S値〇・三未満のものはないため、財政的な手当てがないということだが、I S値の基準について、再度うかがう。

答 教育次長

想定震度については、Aが震度五強以下、Bが震度六弱、Cが震度七強以上というランクづけであらわしている。それに耐えられるか耐えられないかという形の評価をしている。

耐震診断の費用については、一件当たり八〇〇万円程度である。

I S値については、建物の耐震性をあらわす指標で、〇・三未満が倒壊する危険性が高い、〇・三以上〇・六未満が倒壊する危険性がある、〇・六以上が倒壊する危険性が低いという定義がされている。耐震診断をした後の補強については、最終的には〇・七以上の耐震性能がある建物に改善しなさいということである。

なお、地震防災対策特別措置法の改正案で優遇される耐震診断によるI S値〇・三以下の建物は、本市の学校施設としてはない。

問 岩間公民館や笠間支所もかなり老朽化している。避難場所でもあり、市民が、災害等のいざというとき頼りになる場所である。耐震化の審査と何らかの手を打つということも考えていただきたいと思っている。学校以外の建物に耐震審査をこの後実施していくのかをうかがう。

答 総務部長

昭和五六年の改正基準をクリアしていない施設については、教育施設では、学校以外では公民館等で三ヶ所ある。そのほか、笠間支所の建物がある。これについては、災害時の公共建築物の果たす役割の重要性を踏まえて、今後検討していきたい。



石田安夫 議員

まちづくり寄附条例について 笠間市らしい条例の制定を

問 自治体や住民が選んだ政策メニューに対して、全国の団体、個人から寄附を募り、それを財源に政策を実行する寄附条例の導入が全国の自治体で進んでいる。この制度は、寄附者が政策を選ぶので、住民参加の行政を加速し、ニーズ、要望のない政策には寄附が集まらず、むだな公共事業は排除できる。しかも、都市からふるさとへの寄附は、都会から地方への新たな資金の流れを形づくる効果がある。また、ふるさと納税制度により寄附金控除の見直しが平成二十一年度の個人住民税より適用される。これは笠間市にとって絶好のチャンスと想っている。

そこで次の点についてどうか。

①ふるさと納税制度により寄附金控除の見直しを図られ、平成

二十一年度の個人住民税より適用されるが、市はどのように対応するのか。

②自主財源を確保すると同時に、住民参加型の政策推進を促す効果のある、まちづくり寄附条例を制定してはどうか。

答 市長公室長

①笠間市では、現在、寄附金の受け入れ体制や寄附金の使途メニューなどについて、関係各課で調整を図っているところである。できる限り早急に、制度のPRや協力依頼を開始したいと考えている。また、寄附金の協力依頼については、各種団体などを通して笠間市出身者や笠間ファンクラブ会員、笠間クラインガルテン利用者などに幅広く積極的に働きかけていく一方、在住の市民の方へも、

制度の周知とあわせて、笠間市に寄附していただけるようPRに努めていく考えである。

次に、まちづくり寄附条例については、現在、寄附条例を制定する方向で作業を進めている。できる限り早い時期に条例制定に向けて取り組んでいきたい。

問 政策メニューをたくさん用意して、なるべく多くの方が笠間市の政策がわかるような条例をつくっていただきたい。

答 市長公室長

政策メニューについては、たくさん用意していけばいいということではなく、笠間市らしいメニューが必要ではないかと考えている。三つから五つぐらいに絞って、笠間にふさわしいメニューを用意していきたいと考えている。

AED設置について 現在の普及状況と今後の計画は

問 AEDについては、本市でも設置が増えており、行政の努力に感謝している。そこで次の点についてどうか。

①昨年二月の一般質問の中で、小中学校のAED設置については、消防本部で購入すると値段が高くなるため、教育委員会に申し入れをするということであったが、その後教育委員会はどうに対応したのか。

②また、その後の消防本部の対応は。

答 教育次長

教育委員会では、平成一九年度に除細動器AEDを中学校七校、公民館三館、笠間市総合公園管理棟、笠間市民体育館、岩間海洋センターに設置した。今年度は、未設置の小学校一四校、幼稚園二園に七月ごろに設置する予定である。また、図書館三館については、

早急に設置に向けて努力していきたい。

答 消防次長

笠間市では、平成一八年度より計画的に管内の公共施設等への設置を進める中、平成一九年末で二五施設への配備が完了している。本年度も、公共施設一六施設に対し設置を計画している。笠間市立の施設のほか、県立の施設、民間の施設を含めると、五二施設、設置数は八八台である。同時に、大人小児兼用のAEDの設置を促進している。さらには、茨城県AED設置施設認証制度、救急講習を受けた救急員がいるか等五項目の認証要件を整えた事業所を認定する制度により、届け出た事業所を明らかにし、笠間市のホームページで公表をしている。今後、公共機関、不特定多数の者の出入りする特定防火対象物、各種福祉施設等にその重要性を唱え、設置を呼びかけていきたい。

問 AEDの使用状況が、わかれば教えていただきたい。

答 消防次長

AEDにより一命を取りとめた事例は、当消防本部の調査結果で

は、茨城県AED設置施設認証制度により届けられた施設で、平成一九年中、心室細動の症状を示す患者が一〇人ほど発生し、いずれも、AEDを救急現場において使用し、うち四名が一命を取りとめた。AEDを的確に使用し救命させるには、機器を取り扱うバイスタンダーの養成が必要であり、消防本部は、毎年二〇〇人以上を目標に、三時間以上の講習会を実施し、平成二〇年五月現在、二八二人に普通救命講習修了証を授与している。今後も、市民に向けての救急講習会をAEDの普及促進とあわせて開催していきたいと考えている。



学校に設置されたAED

行政委員会委員の 選任などに同意

市議会は、今期定例会において、次の方々をそれぞれの委員などに推薦、任命または選任することに同意しました。

人権擁護委員候補者

平山 正氏(再任)

久保田 運平氏(再任)

教育委員会委員

柴山 博光氏(新任)

笠間市等公平委員会委員

飯嶋 富重氏(再任)



会議録を インターネットで閲覧

会議録を笠間市議会のホームページに掲載しています。

笠間市のホームページから笠間市議会のページへアクセスし、「会議録」をクリックしてください。平成18年からの定例会・臨時会の会議録が閲覧できます。



笠間市議会ホームページ
<http://www.city.kasama.lg.jp/gikai/index.html>

地方自治の振興発展に 寄与された功績で表彰



畑岡進議員



萩原瑞子議員



中澤猛議員

議会日誌

■6月

2日・17日 第2回定例会

5日 総務委員会

6日 土木建設委員会

6日 文教厚生委員会

6日 産業経済委員会

9日 議会運営委員会

12日 文教厚生委員会

16日 議員全員協議会

■7月

4日 第1回臨時会

4日 議会だより編集委員会

14日 議会運営委員会

18日 議員全員協議会

18日 議会だより編集委員会

■8月

6日 議会だより編集委員会

21日 議員全員協議会

お詫びと訂正

議会だより第9号の編集後記(西山猛)の中に誤りがありましたので、お詫びし、次のように訂正いたします。

「健全な地域社会が形成される。」を「健全な地域社会が形成される。」に、「今回の研修の成果を」を「今回の研修の成果を」に訂正いたします。

傍聴のご案内

市議会ではどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会の傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関する規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対して請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の書式例

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は必要ありません

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名(署名又は記名押印) ほか〇人
電話番号

住 所	氏 名	印

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

今期定例会は、後期高齢者医療制度、地震防災対策、食糧と農業問題など活発な議論が交わされました。また、臨時議会が開かれ国保条例の改正が行われました。定例会期中にも岩手宮城内陸地震がありました。今、国の内外を問わず地震や自然災害が頻発しています。被害を最小限に食い止めるためにも、日頃からの防災対策が必要です。住民の命と暮らしが守られる自治体づくりに一層力を尽くしてまいります。

今回から議会だよりは、見やすい紙面づくりに心がけ、活字を大きくし、副見出しや写真の位置なども考慮しました。

今後とも、みなさんに読んでもらえる議会だよりを目指して努力してまいります。

(横倉きん)

議会だより編集委員会

委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 鈴木 安夫
委員 野口 圓
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 猛
委員 横倉 一
委員 杉山 秀